

那須塩原市立大山小学校いじめ防止基本方針(概要)

1 いじめのない学校づくりに向けて

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということ及び「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む。

(1) いじめの未然防止に向けて

- ア 人づくり教育を推進し、児童が将来、自己実現を図れるよう人格の基盤づくりに努めます。
- イ 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組みます。
- ウ いじめの問題を教職員自身の問題として認識し、「いじめを許さない心」と「いじめを起こさない力」を育成するため、学校組織をあげた指導に努めます。

(2) いじめの早期発見に向けて

- ア いじめは、大人が気付きにいく判断しにくい状況で行われるということを教職員一人一人が認識し、対応します。
- イ 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の僅かな変化を見逃さないようにします。
- ウ いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して担任や該当学年など単独で抱え込むことなく、組織的な対応を図ります。
- エ 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- オ 日頃からの保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。

(3) いじめの早期解決に向けて

- ア いじめられている児童や保護者の立場に立った対応を常に行います。
- イ いじめられている児童を徹底的に守り通します。
- ウ いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めた上で、安易に解決したと思いつくことなく、解決に向け組織的な対応を図ります。
- エ いじめる児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- オ 保護者に対して、学校組織としてしっかりと説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるよう努めます。

(4) 本方針の見直しについて

- ア 本方針については、いじめへの取組がより実効性のあるものになるよう、教職員による点検に基づき、定期的に見直しを行うなど、改善を図ります。

2 いじめ防止等の対策には「チーム大山」として組織で対応します。

「いじめ対策委員会」を組織し、校務分掌に位置付け、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通した未然防止対策を行います。また、「いじめ対策委員会」を実施し、いじめの早期発見に努めると共に、いじめが発生した際には、解決に向け組織的に対応します。

(1) 委員

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育担当、スクールカウンセラー等(学年主任、学習指導主任、学級担任)

(2) 未然防止・早期発見対策

- ア 未然防止対策
 - (ア) 学業指導の充実に向けた指導計画の立案
 - (イ) 指導計画の進捗状況の把握
 - (ウ) 定期的ないじめに関する意識調査、集団を把握する調査の実施
 - (エ) 定期的ないじめの実態を把握するためのアンケート調査等の結果の分析共有
 - (オ) いじめ防止に向けた道徳教育、特別活動等の実施状況の把握と改善策の検討
 - (カ) 教育相談体制のチェック
 - (キ) 校内研修会の企画、立案
 - (ク) 要配慮児童への支援方針決定

イ 早期発見対策

- (ア) 定期的ないじめの実態を把握するためのアンケートの実施、評価、改善
- (イ) 情報交換による児童の状況の共有
- (ウ) いじめが疑われる案件の事実確認・判断

(3) いじめ認知時の対応

ア 事実関係の把握【図1参照】

学校は、アンケート調査、児童生徒・保護者・地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握することに努める。

校長のリーダーシップの下、いじめ対策委員会等で報告・連絡体制を密にしながら迅速に調査・指導を行う。

【図1】



イ 「いじめ対策委員会」の対応【図2参照】

「いじめ対策委員会」の対応【図2】

1 報告・調査方針・分担等の決定

- (1) 目的を明確にする。
- (2) 行動の優先順位を決める。
- (3) いつまでに誰が何をするかを明らかにする。

調査

事実関係の把握

2 指導方針の決定、指導体制の確立

- (1) 指導、支援の対象と、手立てを明確にする。
 - ア 学校、学年、学級への指導、支援
 - イ 被害者、加害者等への指導、支援
 - ウ 観衆、傍観者等への指導、支援

いじめ解決への指導・支援

継続指導・経過観察

・保護者への連絡（複数の教員で対応する）
・学校設置者への報告
・関係機関（福祉関係、医療関係等）への連絡

・保護者との連携
・学校設置者との連携
・関係機関との連携
・地域（児童委員、民生委員等）との連携

3 具体的対応

(1) 未然防止対策

- ア 教職員のいじめに対する意識の高揚
- イ 校内体制の確認・評価及び確認・評価に基づいた改善
- ウ 学業指導の充実
 - ・「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- エ 道德教育の充実
- オ 特別活動の充実
- カ 人権が守られた学校づくりの推進
- キ 小中一貫教育の推進
 - ・「ピンクリボン運動」により、児童自らが「いじめをなくそう」とする意識を高める。
- ク 保護者・地域との連携
 - ・本校のいじめ対策基本方針について、概要を周知する。
- ケ ネットいじめへの対応
 - ・総合的な学習を活用して、情報モラル教育を実施する。

(2) 早期発見に関する対応

- ア アンケートの実施
 - (ア) 「いじめに関するアンケート」を実施し、いじめの実態を把握する。
- イ 教育相談の充実
 - (ア) 教育相談旬間を定期的に設定する。
 - (イ) 「先生あのね」を実施し、児童の悩みを把握する。
- ウ 情報交換による共有
- エ 「気になる行為発見メモ」を活用した組織的対応

(3) 早期解決に向けた対応

- ア いじめられている児童及び保護者への支援
- イ いじめた児童への指導及び保護者への助言
- ウ いじめが起きた集団(観衆・傍観者)への働きかけ
- エ ネットいじめへの対応
- オ 関係機関との連携(警察、福祉関係、医療関係など)
- カ 重大事態への対応